

埼玉弁護士会との「成年後見制度取次ぎサービス」の開始について

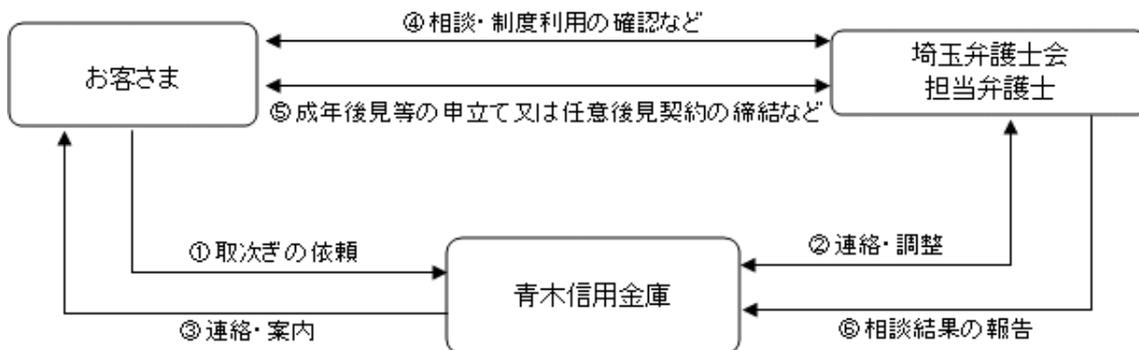
青木信用金庫(本店:川口市 理事長:今泉裕)は、このたび埼玉弁護士会(会長:福地輝久)と「成年後見制度取次ぎサービス」の協定を締結し、**平成29年4月3日(月)**より、成年後見制度に関するご相談・ご利用を希望される当金庫のお客さまを埼玉弁護士会に取次ぎ、埼玉弁護士会が推薦する弁護士をご紹介するサービスを開始いたします。

記

1. 協定締結の目的

少子高齢化の急速な進展等を背景に、お客さまやご親族からの成年後見制度に関するご相談、お問い合わせが大幅に増加しています。今般の埼玉弁護士会との協定締結を通じて、成年後見制度に関するご相談・お問い合わせに、より適切にお応えできるよう体制を構築することで、お客さま満足度の向上を目指すものです。

2. 成年後見制度取次ぎサービスの概要



- (1) 当金庫が、お客さまから成年後見制度に関するご相談や制度のご利用に関して、埼玉弁護士会への取次ぎの依頼を受け付けます。
- (2) 当金庫から連絡を受けた埼玉弁護士会は、埼玉弁護士会に所属する弁護士の中から担当弁護士を推薦します。
- (3) 当金庫は、担当弁護士をお客さまに紹介します。
- (4) 担当弁護士は、お客さまに成年後見制度等について説明し、お客さまのご判断により必要に応じて成年後見等の申立てや任意後見契約の締結などを行います。

※ 本取次ぎサービスは無料ですが、取次ぎ後の弁護士へのご相談や成年後見制度利用に伴うご相談費用等は、お客さまと担当弁護士との間で個別にご相談いただきます。

【ご参考】埼玉弁護士会

弁護士法に基づき設立された法人で、本部と県内3支部、800名の弁護士および36の弁護士法人会員により組織されています(平成28年4月1日現在)。弁護士および弁護士法人の品位を保持し事務の改善進捗を図るため、所属する弁護士および弁護士法人の指導・監督等に関する事務を行っています。